

「駅レンタカー・セルフ」貸渡約款

2019年1月31日改定

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款の定めるところにより、当社所定の保管場所(以下「ステーション」といいます)に保管されている貸渡自動車(以下「当社車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。
なお、この約款に定めのない事項については、第42条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 約款は、第2条に定める会員に適用されるものとします。
3. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 会員

第2条（会員）

1. 会員とは、約款の内容を承諾の上、約款に基づいて入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。

第3条（入会）

1. 本サービスへの入会を希望する者は、当サイトに所定の事項を入力する方法により、当社に対して入会契約の申込みを行うものとします。
2. 入会契約は、前項の申込みに対して当社が所定の審査を行い、これを承認した時に成立するものとします。
3. 入会申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社はその者の入会を承認しないことがあります。
 - (1) 当社車両の運転に必要な、日本国内で発行されたIC運転免許証を有していないとき。
 - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
 - (3) 入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含むがこれに限られない）、または当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
 - (4) 過去に当社または他社との間で当社車両もしくはレンタカー・カーシェアに係る契約において、料金の未払いその他契約に違反する行為があったとき。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体およびそれらの関係者、またはその他の反社会的組織に属しているとき。

(6) その他当社が会員として不適格と判断したとき。

4. レンタカーに関する基本通達(国自旅第286号 平成18年3月30日)に基づき、当社が貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類および運転免許証の番号を記載する義務を履行するため、当社は、入会申込者に対して運転免許証とその他に身分を証明する書類の提示およびその謄写の承諾を求め、入会申込者はこれに同意するものとします。

第4条(会員情報の変更)

1. 会員は、氏名・住所・運転免許証その他入会申込時に登録した会員情報に変更が生じ、またそのおそれが生じたときは、その旨を直ちに当社所定の方法で当社に連絡するものとします。
2. 前項に伴い本サービスの遂行に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、入会契約を解除することができるものとします。

第5条(入会契約の有効期間)

1. 入会契約の有効期間は、入会契約の締結日から直近の3月31日とし、期間満了の1ヵ月前までに当社から終了の申出がない場合は、さらに同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条(退会)

1. 会員が退会する場合には、当社が別途定める方法により当社へ届けることで、会員契約を終了するものとします。この場合、会員の退会時まで発生している、当社が第13条で定める貸渡料金の支払いその他の未履行債務は存続するものとします。また、次条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

第7条(会員資格の停止および取消)

1. 当社は、会員が以下の各号の一つにでも違反したときは、何らの通知、催告を要せず、会員資格の停止または会員資格の取消しを行うことができるものとします。
 - (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 貸渡約款、個別契約等の本サービスに係る契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも遅滞し、または当該支払を拒否したとき。
 - (3) 前号に定めるほか、貸渡約款その他当社との契約に違反したとき。
 - (4) 会員の指定したクレジットカードまたは支払口座の利用が停止されたとき(一時的に利用が停止された場合を含みます)。
 - (5) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。
 - (6) 自ら振出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(当社車両の車内での喫煙、当社車両の汚損、当社車両に備え付けられた備品の持ち去り、物品等の放置、無断延長等、当サイトにおいて周知するものを含みますが、これらに限られません)を行った、または同乗者により行われたと当社が判断したとき。

- (8) 酒気帯び運転等の道路交通法で禁止された運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反の反則金の納付をしないとき、または当社が道路交通法第 51 条の 4 第 2 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付したとき、その他自動車運転に関連する法令に違反したとき。
 - (9) 死亡もしくは行方不明となったとき、会員の届け出た連絡先に当社からの通知が届かないとき、または会員が当社からの通知の受け取りを拒否したとき。
 - (10) 前各号のほか、当社が必要と判断したとき。
2. 前項に基づき会員資格が取り消された場合、会員は、当社に対して負担している債務の一切について期限の利益を失い、当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
 3. 第 1 項により会員資格が停止または取消しとなった場合、その時点で会員により為されていた当社車両の予約は、取り消されるものとします。

第 8 条 (本サービスの終了)

1. 本サービスは、天災などの不可抗力、その他諸般の事情により、事前の予告なく終了することがあります。その場合、入会契約は終了するものとし、当社は本サービスの終了によって会員に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第 3 章 予約

第 9 条 (予約の申し込み)

1. 会員は、当社車両を借り受けるにあたって、約款および第 13 条に定める貸渡料金に同意の上、当社車両の車種、借受日時、借受場所、返還日時、返還場所、その他当社所定の借受条件（以下「借受条件」といいます）を当サイトに入力する方法その他当社所定の方法により、個別の貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の予約を申し込むものとします。
2. 当社は、前項の予約があったときは、他の会員による予約状況その他の事情を勘案し、可能な範囲でこれに応じるものとします。会員は、会員の希望する借受条件に従って当社車両を使用することができない場合があることをあらかじめ了承し、その場合に会員、登録同乗運転者または第三者に損害が生じた場合でも、当社に対しその賠償を請求することができないものとします。
3. 会員は、第 1 項に定める予約申込みの後、予約申込の取消または借受条件の変更を行うときは、当サイトに入力する方法その他当社所定の方法により、速やかに取消または変更の手続きを行うものとします。
4. 会員は、前項の予約申込の取消または借受条件の変更を行うときは、借受開始時刻（以下「借受時刻」といいます）までにこれを行わなければならないものとします。借受時刻までに予約申込の取消または借受条件の変更の手続きが行われなかった場合には、会員は、第 13 条に定める貸渡料金の全額を当社に対して支払うものとします。
5. 当社は、会員の希望する借受条件に従って当社車両の貸渡ができることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、当社車両の故障・不具合、他の会員による返還の遅延・不履行、通信回線の障害、コンピュータの障害、その他の事由によって当社車両の貸渡が不能となり、会員、登録同乗運転者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（登録同乗運転者）

1. 当社車両を運転することができる者は、会員本人または、第 9 条に定める予約の申し込みの際に会員が当社車両の運転を行う者として当サイト上で指定した本サービスの会員（以下「登録同乗運転者」といいます）に限られるものとします。

第 4 章 貸渡し

第 11 条（貸渡契約の締結）

1. 貸渡契約は、第 9 条に基づき予約した当社車両に、登録運転者自らが IC 運転免許証を提示し、本人確認を行ったうえで、当社車両の開錠を行う（以下この手続を「貸渡手続」という）方法によりその予約が完結し、個別契約が成立するものとし、当社は成立した個別契約に基づき会員に対し、当社車両を貸渡すものとします。
2. 当社車両の運転は、会員または登録同乗運転者が行うものとし、会員は、それ以外の者に当社車両を運転させてはならないものとします。
3. 当社は、天災、事故、盗難、当社車両の故障・不具合、他の会員による当社車両の返却の遅延・不履行その他当社の責に帰すことのできない事由により、予約された当社車両を貸し渡すことができない場合において、他の当社車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他の当社車両の借受を会員が承認しないときは、予約の成立後であっても、無条件で貸渡の予約を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって会員、登録同乗運転者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、通信回線の障害、システム障害、その他当社サービスの運営上の都合を含む諸般の事情により、貸渡契約の予約を取り消し、または貸渡契約を無条件で解除することができるものとします。ただし、この場合、当社は会員に対し、可能な限りにおいて、その旨を当社所定の方法により速やかに連絡するものとします。

第 12 条（保証義務）

1. 会員および登録同乗運転者は、当社車両の利用に際して、当社に対し以下の各号に定める事項を保証するものとします。
 - (1) 当社車両の運転に必要な、日本国内で発行された IC 運転免許証を有していること。
 - (2) 会員または登録同乗運転者のいずれでもない者に当社車両を運転させないこと。
 - (3) 当社車両の運転時に酒気を帯びていないこと。
 - (4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等がないこと。
 - (5) 過去に当社または他社の自動車の有償貸渡を利用するにあたり、第 20 条に掲げる事項に該当する行為を行ったことがないこと。
 - (6) 第 3 条第 3 項各号または第 7 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
2. 会員または登録同乗運転者が前項各号のいずれか一つにでも違反した場合、当社は何らの通知、催告を要せず、会員または登録同乗運転者に対して、ただちに当社車両の返還を請求し、または登録

同乗運転者の変更を請求することができるものとします。

第 13 条（貸渡料金）

1. 会員は当社車両貸渡時において地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している本サービスの貸渡料金（以下「貸渡料金」といいます）を当社に対して支払うものとします。
2. 貸渡料金は、当社車両の予約時に指定した借受開始日時と実際に返還手続が行われた日時の差をもって算出される利用時間を基に算出されます。なお、会員が予約取消をせず、当社車両を利用しなかった場合は、予約した貸渡期間分の貸渡料金を請求します。
3. 算出された、当社が別途定める課金単位未満の時間は切り上げます。

第 14 条（貸渡料金の改定）

1. 当社は、貸渡料金を改定する場合、改定日の 14 日前までに、当サイトに掲載する方法その他当社所定の方法により、会員に告知するものとします。
2. 第 9 条に基づき予約をした後に貸渡料金を改定したときは、当該予約に関する貸渡契約については、返還時に適用される貸渡料金が適用されるものとします。

第 15 条（決済）

1. 会員は、貸渡料金、及び本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社に届け出たクレジットカードにより支払うものとします。
2. 前項の手段により決済できないときは、当社は、請求書による支払を求めることができるものとします。なお、会員からの申し出による請求書による支払には応じることはできません。
3. 会員とクレジットカード会社の間において、本サービス利用料の支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 貸渡料金、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が複数回発生した場合は、その後の完済の有無に拘らず、当社は、当該会員の会員資格の停止又は取消を行うことができるものとします。

第 16 条（利用限度額）

1. 当社は、各会員について貸渡料金の未決済残高の上限額(以下「利用限度額」といいます)を定めることができるものとします。
2. 前項により利用限度額を定めたときは、当社は、書面、電子メール、その他の相当と認める方法により各会員に通知します。
3. 会員の貸渡料金の未決済残高が利用限度額に達したときは、当社は、当該会員の予約を承認しないものとします。
4. 当社は、会員による本サービスの利用状況、貸渡料金の決済状況、その他の事由に照らして必要があると認めるときは、各会員の利用限度額を変更することができるものとします。

第 17 条（定期点検整備）

1. 当社は、当社車両に対して、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施します。
2. 前項の定期点検整備において、当社車両の使用が不適当と判断された場合には、当社は貸渡の予約を解除することができるものとし、当該解除によって会員、登録同乗運転者または第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 5 章 使用

第 18 条（管理責任）

1. 会員および登録同乗運転者は、善良な管理者の注意義務をもって当社車両を使用・保管するものとします。
2. 法令で装着を定められた装備品（チャイルドシート、初心運転者標識、高齢運転者標識等）は、会員または登録同乗運転者がその費用と責任において用意した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 会員または登録同乗運転者は、前 2 項の注意義務を怠り、当社車両を汚損、滅失、毀損した場合、直ちに当社へ報告しなければなりません。
4. 前 3 項に定める管理責任は、当社車両の貸渡手続きが完了したときより始まり、当社車両の返還手続きが完了したときに終了するものとします。

第 19 条（日常点検整備）

1. 会員は、当社車両の使用期間中、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備に準ずる点検を実施するものとし、または登録同乗運転者に実施させるものとします。
2. 会員は、当社車両を借り受ける都度、当社車両の損傷、部品の紛失、当社車両に備えつけられた備品の紛失等（以下「損傷等」といいます）がないか点検を実施するものとし、または登録同乗運転者に実施させるものとします。
3. 会員または登録同乗運転者は、前 2 項の日常点検整備等において、当社車両に整備不良または損傷等を発見した場合は、ただちに当社所定の連絡先に連絡するものとします。
4. 前 2 項の日常点検整備において、当社車両に整備不良または損傷等を発見した場合は、直ちに当社所定の連絡先に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常により、当社車両の貸し渡しができなくなった場合において、他の当社車両の案内ができないとき、または当社が案内した他の当社車両の借り受けを会員が承認しないときは、個別契約は終了となります。なお、これにより会員または登録運転者に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 20 条（禁止行為）

1. 会員および登録同乗運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく当社車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) 当社車両を所定の用途以外に使用し又は当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - (3) 当社車両を転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為

をすること。

- (4) 当社車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は当社車両を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、当社車両を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反して当社車両を使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなく当社車両について損害保険に加入すること。
- (8) 当社車両を日本国外に持ち出すこと。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (10) 当社の承諾を受けることなく、当社車両に装着されているカーナビ、オーディオ及びその他装備品を取り外す事並びに、車外に持ち出すこと。又車載工具、車載部品等を当該当社車両以外に用いること。
- (11) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること及び、車内でペットをゲージから出すこと。
- (12) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為。
- (13) その他第9条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第21条（会員および登録同乗運転者による違法駐車の場合の措置等）

1. 会員および登録同乗運転者は、使用中に当社車両に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、会員および登録同乗運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察から当社車両の放置駐車違反の連絡を受けたときは、会員および登録同乗運転者に連絡し、速やかに当社車両を移動させ若しくは引き取るとともに、当社車両の借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、会員および登録同乗運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、当社車両が警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら当社車両を警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員および登録同乗運転者に対して前項の指示を行うものとし、また、当社は会員および登録同乗運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、会員および登録同乗運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡条件等の個人情報を含む資料を提出する等により、会員および登録同乗運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡条件等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるも

のとし、会員および登録同乗運転者はこれに同意するものとし、

5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は会員若しくは登録同乗運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取りに要した費用等を負担した場合には、当社は会員および登録同乗運転者に対し、次に掲げる第 1 号及び第 2 号の金額（以下、第 1 号及び第 2 号の合計額を「駐車違反金」という）に第 3 号の費用を合計した金額（以下、第 1 号乃至第 3 号の合計額を「駐車違反関係費用」という）を請求するものとし、この場合、会員および登録同乗運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとし、
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は会員若しくは登録同乗運転者が当社が指定する期日までに同項の規定する請求額の金額を支払わないときは、当社は会員若しくは登録同乗運転者の氏名、生年月日、住所、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）及び当社の貸渡注意者リスト（以下全レ協システムと合わせて「全レ協システム等」といいます。）に登録等の措置をとるものとし、
7. 当社は、会員および登録同乗運転者が第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示に応じないときは、駐車違反金を申し受けることができるものとし、又、当社は、会員および登録同乗運転者が第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときも、同様に、駐車違反金を申し受けることができるものとし、
8. 第 6 項の規定にかかわらず、当社が会員および登録同乗運転者から駐車違反金及び第 5 項第 3 号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全レ協システム等に登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システム等に登録したデータを削除するものとし、
9. 会員および登録同乗運転者が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員および登録同乗運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、駐車違反金を借受人または運転者に返還するものとし、第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とし、
10. 第 6 項の規定により、全レ協システム等に登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システム等に登録したデータを削除するものとし、

第 6 章 返還

第 22 条（返還責任）

1. 会員および登録同乗運転者は、当社車両を返還日時までに所定の返還場所において当社に返還するものとし、
2. 会員および登録同乗運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとし

ます。

3. 会員および登録同乗運転者は、天災その他の不可抗力により返還日時までに当社車両を返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、会員および登録同乗運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 23 条（当社車両の返還手続き）

1. 会員は、予約時に明示した返還日時までに、原則として貸渡を行った場所と同一のステーションに、当社車両を返還するものとします。当社車両の返還手続きは、会員が IC 運転免許証を提示し、当社車両の施錠を行う方法により完了するものとします。
2. 会員が予約時に明示した返還日時よりも前に当社車両を返還した場合においても、当社は貸渡料金等の払い戻し等を一切行わないことを、会員は異議なく承諾するものとします。
3. 会員は、予約時に定めた返還日時を超過したときには、当社が別途定める超過料金を支払うものとします。但し、貸渡期間終了前に延長利用手続きをした場合は、この限りではありません。
4. 会員は、当社の承諾を得た場合には、返還場所を変更することができるものとします。この場合、会員は、変更後の返還場所に当社車両を返還しなければならないものとします。
5. 会員は、当社車両の返還にあたり、燃料および通常の使用による磨耗を除き、借り受けた時の状態で返還するものとし、会員の責に帰すべき事由によって当社車両の損傷等が発生した場合には、当社車両を借り受けた時の状態に回復するために要する一切の費用を負担するものとします。
6. 会員は、当社車両の返還時に、当社車両において損傷等が生じていないか点検し、損傷等を発見した場合は、ただちに当社所定の連絡先に連絡するものとします。

第 24 条（遺留品の取扱い）

1. 会員は、当社車両の返還時に、当社車両の中に会員、同乗者その他の第三者が残した物品（以下「遺留品」といいます）がないことを、自らの責任において確認するものとし、当社は、当社車両の返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。
2. 当社は、当社車両の中の遺留品によって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 25 条（返還場所変更違約料）

1. 会員は、当社の承諾を受けることなく、第 23 条第 1 項の返還場所以外の場所に当社車両を返還することができないものとします。会員がこれに違反したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第 26 条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、会員および登録同乗運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に当社車両を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団

法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするとともに、全レ協システム等に登録する等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、当社車両の所在を確認するため、会員および登録同乗運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第 1 項に該当することとなった場合、会員および登録同乗運転者は、第 31 条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、当社車両の回収及び会員および登録同乗運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 7 章 故障、事故、盗難時の措置

第 27 条（故障発見時の措置）

1. 会員および登録同乗運転者は、使用中に当社車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 28 条（事故発生時の措置）

1. 会員および登録同乗運転者は、使用中に当社車両に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づき当社車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 会員および登録同乗運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、会員および登録同乗運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 29 条（盗難発生時の措置）

1. 会員および登録同乗運転者は、使用中に当社車両の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに

要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第30条（貸渡契約の終了）

1. 会員は、本条各項による場合には当社車両の借受期間（以下「借受期間」といいます）中であっても、当社の承諾を得て、貸渡契約を終了することができるものとします。なお、会員はこの場合事象の発生を当社に直ちに連絡するものとします。
2. 借受期間内において天災地変その他の不可抗力の事由（当社および会員のいずれの責にも帰すことのできない事由により生じた故障等の場合も含む）により、当社車両が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、当該貸渡契約終了時刻以降の貸渡料金を支払うことを要しないものとします。
3. 借受期間内において、会員または登録同乗運転者の責に帰すべき事故（対人、対物、自損を含む全ての事故をいいます。以下同じ）、故障、盗難その他会員または登録同乗運転者の責に帰すべき事由によって、当社車両が使用不能となった場合、貸渡契約はその時点をもって終了するものとします。また会員は直ちに当社車両を当社に対して返還するものとします。この場合、実際に当社車両を使用した時間にかかわらず、会員は当社に対して貸渡料金の全額ならびにレッカー移動、保管、引取り及び修理等に要する費用を支払うものとします。
4. 当社車両が、会員が借り受ける前に存した瑕疵によって使用不能となった場合、会員は、当社が近隣で代替車両を用意できる場合においては、その提供を受けることができるものとします。ただし、当社は、近隣で代替車両を用意することができない場合、その提供義務を負わないものとします。
5. 会員が前項の代替車両の提供を受けない場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、会員は、当社に対して、貸渡契約が終了した時点以降の貸渡料金を支払うことを要しないものとします。当社が代替車両を提供することできない場合も同様とします。
6. 本条に定める措置を除き、当社車両の借受期間内において当社車両を使用できなかったことによつて会員、登録同乗運転者または第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8章 賠償及び補償

第31条（賠償及び営業補償）

1. 会員および登録同乗運転者は、会員および登録同乗運転者が借り受けた当社車両の使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、会員および登録同乗運転者の責に帰すべき事由による故障及び車両の汚損・臭気等により、当社がその車両を利用できないことによる損害については、料金表に定めるところによるもの（ノンオペレーションチャージ）とし、会員および登録同乗運転者はこれを支払うものとします。

第32条（保険及び補償）

1. 会員および登録同乗運転者が第 31 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社が当社車両について締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償：1 名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償：1 事故につき無制限（免責 5 万円）
 - (3) 人身傷害補償：1 名につき 3,000 万円まで
 - (4) 車両補償：1 事故につき車両時価額（免責 5 万円）
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 借受人または運転者が貸渡約款に違反した場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、会員および登録同乗運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害、又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けた当社車両に係るもの等である場合には、その損害の発生について会員および登録同乗運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、会員または登録同乗運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
5. 当社が会員および登録同乗運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、会員および登録同乗運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
6. 第 1 項第 2 号又は第 4 号に定める保険金又は補償金の免責額に相当する損害については、会員の負担とします。ただし会員があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します。
7. 警察及び当社営業所に届出のない事故、貸渡後に第 12 条第 1 項各号に該当して発生した事故、第 20 条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。
8. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。

第 9 章 貸渡契約の解除

第 33 条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、会員および登録同乗運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちに当社車両の返還を請求することができるものとします。

第 10 章 個人情報

第 34 条（個人情報の利用目的）

1. 当社が会員および登録同乗運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 会員および登録同乗運転者に対し、本サービス及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、会員又は登録同乗運転者に関し、本人確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行うため。
 - (3) 会員および登録同乗運転者に対し、当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、会員および登録同乗運転者にアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 当社が取得するクレジットカード情報（カード名義・カード番号・有効期限）を取得する利用目的、提供先名は以下のとおりです。
 - (1) 利用目的
本サービス利用料をクレジットカードで決済するため。
 - (2) 提供先名
SMBC ファイナンスサービス株式会社
3. 第 1 項各号に定めていない目的で会員および登録同乗運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第 35 条（個人情報の共同利用）

1. 当社は会員および登録同乗運転者から取得した個人情報を、以下の各号の通り共同利用する場合があります。
 - (1) 共同利用する個人情報の項目
住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、パスワード、車種、車両登録番号、運転免許証情報、本サービスの利用履歴、カメラ画像、自動車事故および車両トラブルに関する情報、緊急連絡先その他利用目的を達するために必要な項目。
 - (2) 共同利用者の範囲
東日本旅客鉄道株式会社
 - (3) 利用目的
第 34 条に定める利用目的と同じ。
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称
JR 東日本レンタリース株式会社

第 36 条（個人情報の第三者提供）

1. 当社は以下の各号の通り第三者へ個人情報を提供する場合があります。

(1) 第三者へ提供をする個人情報の項目

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、パスワード、車種、車両登録番号、運転免許証情報、本サービスの利用履歴、カメラ画像、自動車事故および車両トラブルに関する情報、緊急連絡先その他利用目的を達するために必要な項目。

(2) 第三者へ提供する目的

本サービスに関するシステムのメンテナンスや問合せのため

(3) 第三者の提供先名

日本ユニシス株式会社

第 37 条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 会員および登録同乗運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員および登録同乗運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに 7 年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第 21 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3) 第 26 条第 1 項に規定する不返還があったと認められる場合

第 38 条（GPS 機能）

1. 会員は、当社車両に全地球測位システム（以下「GPS 機能」といいます）が搭載されており、当社所定のシステムに当社車両の現在位置、通行経路等が記録されること、および当社が当該記録を以下の各号に定める場合において利用することを異議なく承諾するものとします。

(1) 貸渡契約の終了時に当社車両が所定のステーションに返還されたことを確認する場合。

(2) 第 26 条に該当する場合その他当社サービスの管理のために、当社車両の現在位置、通行経路等を GPS 機能を利用することにより確認する必要があると当社が判断した場合。

(3) 会員によりよい商品、サービスを提供するため等、さらなる会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。

(4) 法令や政府機関等により開示が要求された場合。

第 11 章 雑則

第 39 条（相殺）

1. 当社は、この約款に基づく会員および登録同乗運転者に対する金銭債務があるときは、会員および登録同乗運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 40 条（消費税）

1. 会員および登録同乗運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第 41 条（遅延損害金）

1. 会員および登録同乗運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 42 条（約款及び細則）

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。また予告なくこの約款及び細則を改定することができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めたときは 当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 43 条（合意管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

約款は、2019 年 1 月 31 日から施行します。